

平成29年4月25日作成

発生が報告されている中東諸国



(1) 経緯

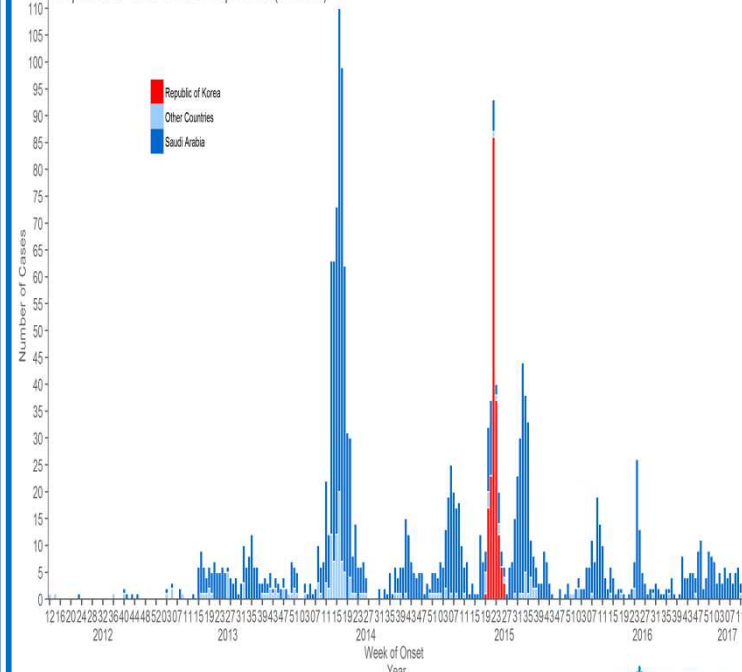
- 平成24年9月以来、アラビア半島諸国を中心に発生の報告がある重症呼吸器感染症
- 報告された診断確定患者数1938名(うち、少なくとも691名死亡)【平成29年4月24日時点】
- 患者が報告されている主な国: サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールなど(ほか、英国、オランダ、ドイツ、フランス、マレーシア、韓国、中国、タイ等で輸入症例等が報告されている)
- 基礎疾患のある人や高齢者で重症化しやすい
- 接触者間での限定的なヒト-ヒト感染あり
- ウイルスの保有宿主(感染源動物)としてヒトコブラクダが有力視されている

(2) 厚生労働省の対策

- アラビア半島とその周辺諸国からの帰国者で、MERSの症状を示す患者についての情報提供を、地方自治体を通じて医療機関に依頼(平成24年9月・11月及び平成26年5月16日)
 - 地方衛生研究所等に検査試薬を配布し、検査体制を整備(平成25年2月)
 - WHO等を通じた情報収集、一般国民への情報提供や検疫所のHPやポスター掲示を通じた注意喚起
 - 平成27年1月21日付で二類感染症に位置づけ(入院措置が可能に)
 - 自治体、医療機関、検疫所に対し、韓国のMERSの発生状況を伝達し、アラビア半島諸国からの帰国者への対応徹底を要請(平成27年6月1日)
 - 韓国も検疫対象に加えると共に、自治体で迅速な対応のために検査対応を改訂(平成27年6月4日及び6月10日)
- ※平成27年9月18日時点で、韓国の対応は解除
- MERS対策に関する専門家会議を開催し国内発生時の対応等について検討し、体制を整備(平成27年6月9日及び7月17日)

Confirmed global cases of MERS-CoV

Reported to WHO as of 07 Apr 2017 (n=1936)



Other countries: Algeria, Austria, Bahrain, China, Egypt, France, Germany, Greece, Iran, Italy, Jordan, Kuwait, Lebanon, Malaysia, Netherlands, Oman, Philippines, Qatar, Thailand, Tunisia, Turkey, United Arab Emirates, United Kingdom, United States of America, Yemen

Please note that the underlying data is subject to change as the investigations around cases are ongoing. Onset date estimated if not available.

MERSの疑似症の定義について

	対応	
韓国流行前の疑似症定義	臨床的特徴を有する者で下記に該当し、<u>分離・同定による病原体の検出又は検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出により病原体の少なくとも1つの遺伝子領域が確認できたもの</u> ア38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域に渡航又は居住していたもの イ発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの ウ発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの	
	国内対応	検疫所対応
現行の疑似症定義 「中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について」(健感発0918第6号)における当分の取り扱い	ア38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、<u>臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって</u>、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの イ発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの※対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国 ウ発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの 医師が、上記1のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERSへの感染が疑われると診断した場合	検疫法(昭和26年法律第201号)第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察により、以下のア、イ又はウに該当する者をMERS疑似症患者(他の感染症又は他の病因によることが明らかな者を除く)とすること。 ア38℃以上の発熱及び咳を伴う<u>急性呼吸器症状を呈している者であって</u>、発症前14日以内に流行国に渡航又は居住していたもの イ発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に流行国において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴(未殺菌乳等の喫食を含む。以下同じ。)があるもの ウ発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に流行国において、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。以下同じ。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

問題点

検疫所では、

- ・X線撮影装置を保有しておらず、放射線学的に実質性肺病変を疑うことができない。
 - ・軽度発熱＋咳嗽＋渡航歴のみでMERS疑似症を判断。
- ⇒入院措置が過剰に行われる危険性がある。